

太陽電池発電設備の取扱いについて

平成24年2月

1. 概要

電気事業法第38条第1項の規定により、受電するための電線路以外の電線路により構内以外の場所にある電気工作物と接続されている設備は、一般用電気工作物から除外されている。

本件は、小出力発電設備である太陽電池発電設備のうち、太陽電池モジュールの設置場所と当該発電設備で発電した電力の使用場所が異なる場合の電気事業法上の取扱いについて整理する。

2. 施設パターン

施設パターンは各所多様であるが、一例として設備概要、施設パターン及び施設パターン図を以下のとおり示す。

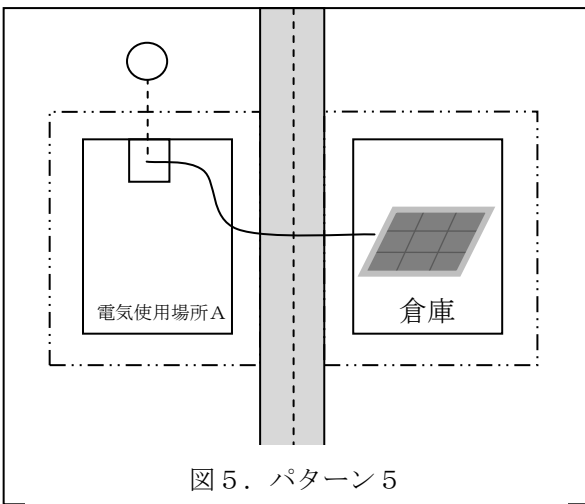
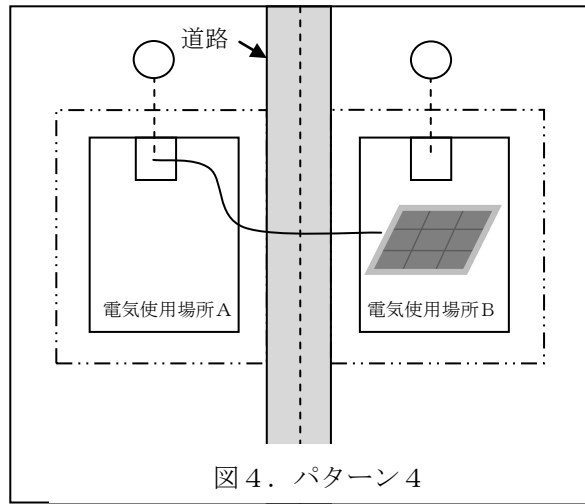
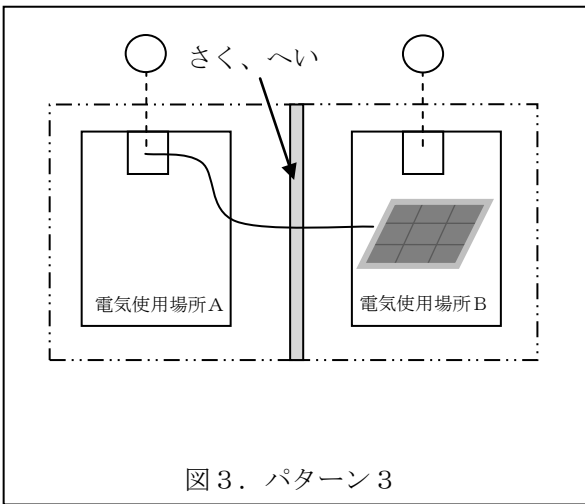
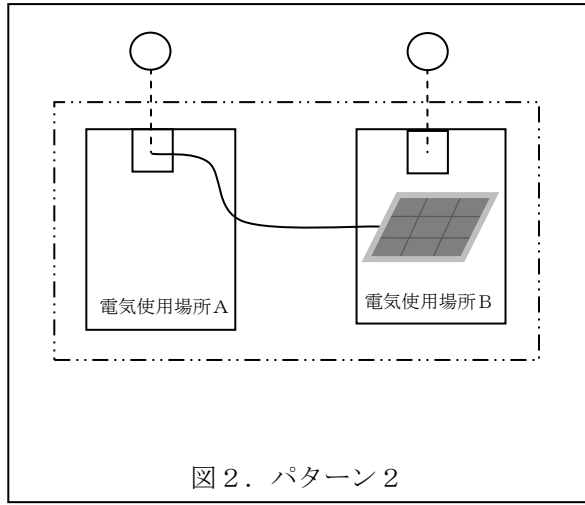
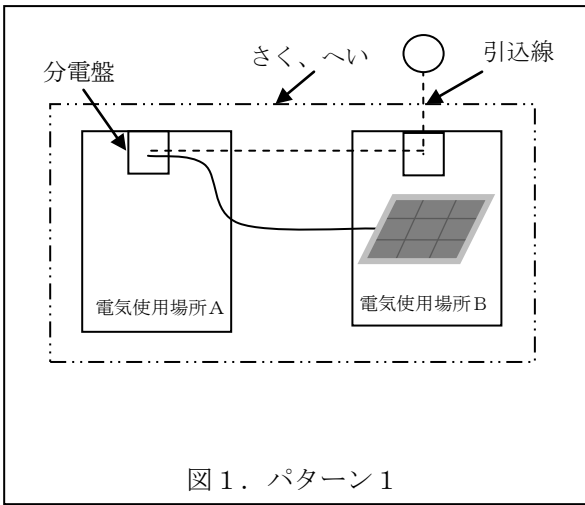
【設備概要】

- 電気使用場所A・・・低圧で受電する需要設備（例：一般家屋等）
- 電気使用場所B・・・低圧又は高圧で受電する需要設備（例：一般家屋、アパート及び小規模工場等）
- 太陽電池発電設備・・・小出力発電設備であって、電気使用場所Aと電氣的接続をするが、電気使用場所Bとの電氣的接続はない。（以下施設パターン1は除く。）
- 施設環境・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bは、同じさく・へい等で明確に区分されている。（同一敷地内。）

【施設パターン】

- パターン1・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bは同一受電。→ 図1
- パターン2・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bは別受電であり、同一敷地内（さく・へい等で明確に区分されていない。）。→ 図2
- パターン3・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bは別受電であり、隣接しているがそれぞれがさく・へいで明確に区分されている。→ 図3
- パターン4・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bは別受電であり、建造物間には道路が施設されている。→ 図4
- パターン5・・・電気使用場所Aと倉庫（太陽電池発電設備設置場所）の間に道路が施設されている。→ 図5

【施設パターン図】



3. 各パターンの取扱いについて

- パターン1・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bを同一構内とし、一般用電気工作物として扱う。
- パターン2・・・基本的には電気使用場所Aと電気使用場所Bを別の構内とし、事業用電気工作物として扱う。ただし、電気使用場所Bにある電気工作物及び電気使用場所Aと電気使用場所Bにまたがる電線路（両者を併せて以下、「当該電気工作物と」という）の設置者が電気使用場所Aの需要設備の設置者と同一であって、当該電気工作物にその設置者以外の者が容易に触れられないように物理的に区別されており、電気使用場所Aと当該工作物が設置され区分された区域が連続している場合は、電気使用場所Aと当該電気工作物の設置区域は、「同一構内」にあるものと解釈できる。
- パターン3・・・パターン2と同様。
- パターン4・・・電気使用場所Aと電気使用場所Bを別の構内とし、事業用電気工作物として扱う。
- パターン5・・・パターン4と同様。

4. 根拠等について ※適宜参考条文等を参照のこと

一般用電気工作物の定義は電気事業法第38条第1項に定められており、条件の一つとして「一の構内にあるものであること」とされているが、この中の「構内」の解釈の仕方によって、需要家の電気工作物が一般用か事業用か、大きく左右される。

第一に、「構内」については、「電気事業法の解説」によると「柵、塀、堀等で明確に区切られており、一般人が自由に立ち入ることがない区域」とされているが、一般家庭の敷地などを通常は「構内」と呼ばないことを勘案すると、電気事業法体系における「構内」とは、電気保安上の区域の区分名称としてとらえることができる。つまり、構内とは、保安上の観点からは、「一般人が自由に立ち入ることがないように何らかの方法で管理されている区域」を示しており、「柵、塀、堀等」というのはあくまでその例示であると考えられる。第三者の立ち入りによる電気工作物との不用意な接触を避ける意味で、第三者が容易に立ち入れないことが確保された場所は、保安上の意味で、「構内」として言い表しているものと考えられる。

第二に、電気供給約款（東京電力株式会社）による「構内」の考え方としては、基本的に『「1需要場所（1構内）について1契約種別を適用」とし、「1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給」とされている。つまり、一受電の範囲をもって一構内とする（一構内一受電）ということであり、保安面でも多くの場合はこの考え方で運用している。しかしながら、一構内一受電は基本であって、農家の需要家など、契約種別ごとに受電（複数受電）している事例もあり、必ずしも一構内一受電とは言えない。

第三に、そもそも一般用電気工作物の条件の一つとして「一の構内にあるものであること」を付している趣旨は、「電気工作物が一の構内以外に存在する場合は公衆に対する保安上の危険度が高くなるため」である。

以上のことから、施設パターン2及び施設パターン3の場合においては、「3.」のとお

り条件付きで一般用として扱うことが妥当であると整理した。また、その他の施設パターンについても同様の考えであり、従来からの運用と変わりはない。

【参考条文等】

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～8 略

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

○電気事業法の解説（2005年版）

- ・「構内」については定義規定はないが、柵、塀、堀等によって明確に区切られており、一般人が自由に立ち入ることがない区域をいう。（297頁3行）
- ・「これに準ずる区域内」とは、柵、塀、堀等によって明確に区切られていないが、土地の状況、例えばその周囲が河川、岸、山地等があつて、柵、塀、堀等によって区切られている場合と同様に一般人がほとんど立ち入ることがないような区域内をいう。（297頁4行）
- ・①の条件（一の構内にあるものであること）は電気工作物が一の構内以外に存在する場合は公衆に対する保安上の危険度が高くなるためである。（295頁15行）

○電気供給約款（東京電力株式会社 平成21年4月1日実施）

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)及び(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2)～(3)略

9 需給契約の単位

当社は次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とを合わせて契約する場合

1.1 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

(1) 5.3（接続引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合

(2) その他技術上、経済上やむをえない場合

1.4 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 電 灯	A
B		
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	